

## 歴史的風致形成建造物の指定の方針について



## 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物として想定されるのは、善光寺・戸隠地区においては、善光寺本堂（国宝）の参道・境内に位置する仁王門や鐘楼、戸隠神社五社と附属建築物及び宿坊群や門前商家のまちなみなどが想定される。また、松代・若穂川田地区では、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社建築に加え、屋台巡行が行われる町区の歴史的まちなみが想定される。これらの建築物以外にも、附属する門や土塀等の工作物並びに一体として位置する神社仏閣の社叢や参道、庭園などにおいても、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものは歴史的風致形成建造物として指定をしていく。

これらの歴史的風致形成建造物の指定については、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものであることを基本とし、下記の基準に該当する建造物を指定し、保存を図る。なお、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を図る。

### ◎歴史的風致形成建造物の指定基準

1. 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財、同法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物
2. 長野県文化財保護条例（昭和 50 年条例第 44 号）第 4 条第 1 項に基づく県宝、同条例第 30 条第 1 項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
3. 長野市文化財保護条例（昭和 51 年長野市条例第 74 号）第 4 条第 1 項に基づく長野市指定有形文化財、同条例第 31 条第 1 項に基づく長野市指定史跡名勝天然記念物
4. 景観法（平成 16 年法律第 110 条）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
5. 長野市伝統環境保存条例（昭和 58 年長野市条例第 19 号）第 6 条第 2 項第 1 号に基づく伝統環境を構成している建造物等
6. その他、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

※ 8 頁の「歴史的風致形成建造物指定基準」参照

## 2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例に基づいて指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。その他の建造物については、歴史的風致を形成している特性・価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行う。

歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復原に努める。

### (2) 個別の事項

県宝（建造物）及び市指定有形文化財（建造物）は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持管理ないし公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物については、外観の維持・保存を基本とする。また、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持・保存を基本とする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物については、現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の史跡名勝天然記念物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

### (3) 届出が不要の行為

「歴史まちづくり法」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

- ①登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②登録記念物（名勝地関係）で、文化財保護法第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ③長野県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県宝で、同条例第 13 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 14 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- ④長野県文化財保護条例第 30 条第 1 項に基づく県指定史跡名勝天然記念物で、同条例第 34 条及び第 13 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 34 条及び第 14 条第 1 項に基づく復旧の届出を行った場合
- ⑤長野市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく長野市指定有形文化財で、同条例第 14 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 15 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- ⑥長野市文化財保護条例第 31 条第 1 項に基づく市指定史跡名勝天然記念物で、同条例第 35 条及び第 14 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 35 条及び第 15 条第 1 項に基づく復旧の届出を行った場合
- ⑦景観重要建造物で、景観法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- ⑧長野市伝統環境保存条例第 6 条第 2 項第 1 号に基づく伝統環境を構成している建造物等で、同条例第 7 条第 1 項に基づく行為の届出を行った場合

(4) 歴史的風致形成建造物一覧 (平成 26 年 3 月指定予定)

歴史的建造物として指定した建造物は次のとおりである。

種別	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造等	所有者	その他
県指定	大英寺 本堂・表門  (寺院) 【松代町松代】		【本堂】 寛永元年(1624) 木造平屋建 入母屋造 平入・本瓦葺  【表門】 本堂と同時期 四脚門	大英寺	第 1 号
市指定	松巖寺観音堂  (寺院) 【鬼無里】		寛永 2 年 (1625)  木造平屋建 入母屋造 妻入・鉄板葺	松巖寺	第 2 号
未指定	宿坊神原 主屋  (宿坊) 【戸隠中社】		明治 33 年 (1900) 頃  木造 2 階建 寄棟造 (くど造形) 平入・茅葺	神原博文	第 3 号
未指定	武井旅館 (宝光社) 主屋  (宿坊) 【戸隠宝光社】		延享 2 年 (1745)  木造平屋建 寄棟造 平入・茅葺	武井旅館	第 4 号
未指定	横倉旅館 主屋・門  (宿坊) 【戸隠中社】		【主屋】 明治 4 年(1871) ～ 明治 6 年(1873) 木造 2 階建 寄棟造 平入・茅葺  【門】 江戸時代以前 薬医門	横倉旅館	第 5 号

(5) 歴史的風致形成建造物の候補

指定基準や対象等を踏まえ、歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物の現時点における候補を、次にリストアップする。

種別	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造等	所有者	その他
未指定	原山家住宅 旧主屋  (住宅) 【戸隠宝光社】		明治時代初期 以前  木造	個人	○調査履歴：戸隠地区街なみ環境整備事業基礎調査



## 歴史的風致形成建造物指定基準

長野市歴史的風致維持向上計画（以下「歴史まちづくり計画」という。）第8章1「歴史的風致形成建造物の指定の方針」の中に記載されている「◎歴史的風致形成建造物の指定基準 6 その他、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの」の指定基準は、「歴史まちづくり計画 第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致」に記載された歴史的風致の重要な構成要素となる建造物等（神社仏閣建築、民家建築、近代洋風建築、近代和風建築、石造物・庭園などの土木構造物など）のうち、建設後50年を経過したもので、次に該当する建造物等とする。

なお、民間の団体又は個人が所有しているものについては、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、一般公開等が継続して行われることを条件とする。

- 1 意匠性、技術性が優れたもの  
建造物等の意匠性、技術性等が優れたもの。
- 2 歴史性、地方性、希少性が高いもの  
歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの。
- 3 景観上の特徴を有するもの  
外観が景観上の特徴を有し、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの。